

講習会の受講ポイント認定に関する重要なお知らせ

学会本部より、講習会の受講ポイント認定について、以下のようなお知らせがありました。支部会員の皆様にも関わることなので、ご確認をお願い致します。

- ① 対面・オンラインを問わず、学会本部、学会支部、学会本部または支部認定団体が主催する講習会において、受講者が「遅刻」「早退」した場合には、どんなに短時間であっても、受講証の発行、ポイント付与の対象としない。
※理由：これまで受講者の「遅刻・早退」に関する規定が統一されておらず、受講証明書の発行、ポイント付与の対応にバラツキが生じていることが懸念されているため。
- ② オンライン講習会のうちライブ（双方向性）型講習会における所謂「中落ち」（受講者側のネット環境不具合などにより途中退室となる場合など）に関しても、上記と同様の規定を適用することとする。
※理由：受講者側のオンラインシステムに関する経験が蓄積され、受講のためのオンライン環境整備への理解も浸透してきたため。
- ③ 以上について、各認定団体及び会員等への周知期間が必要であることから、**2023年3月31日までを移行期間として順次適用し、2023年4月1日より完全施行とする。**

北海道支部会員の皆様におかれましては、本規定について十分理解した上で受講いただくようお願い申し上げます。なお、本規程については第43号ニューズレターにも掲載し、皆様への周知を徹底いたします。

北海道支部評議員会